

**「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」
に基づく検証結果(光サービス卸)及び
固定通信分野における特定卸電気通信役務に関する規律の
運用状況の結果に関する論点整理**

令和6年3月29日

事 務 局

- 本研究会での議論を踏まえて総務省が策定した「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」(令和2年9月25日)に基づく、接続との代替性の検証において、光サービス卸は、接続との「代替性が不十分」と評価された。
- このため、総務省からNTT東日本・西日本への通知(令和2年10月27日)に基づき、令和3年以降、毎年11月末までに、NTT東日本・西日本が①その他の検証及び②時系列比較による検証を実施し、その結果を総務省に対して報告することとされている。

① その他の検証

- 接続料相当額※と、卸役務提供料金の差分において回収しようとしている費用項目について、指定事業者において、差分の妥当性を自ら検証して総務省に検証結果を報告する。

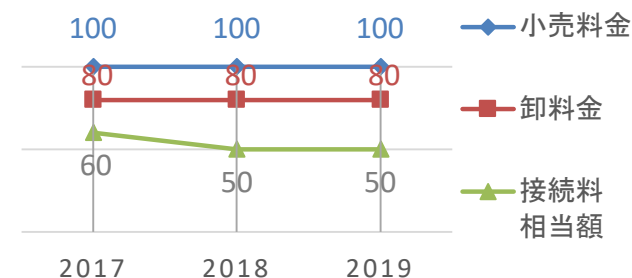
※ 接続料相当額には、役務提供の際に必要なとなる営業費は含まれない。

- 総務省において、検証結果を整理の上、差分において回収しようとしている費用項目を含め、概要を公表する。



② 時系列検証

- 接続料相当額、卸役務提供料金の額、小売料金の額について、直近3年間の額を時系列で比較し、それぞれの額の変動要因、コスト変動が適切に現在の卸料金に反映されているか等の検証結果とともに、指定事業者が総務省に報告する。
- 総務省は、報告内容の概要を公表する。



(参考)「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」 に基づく検証スキームの概要

検証対象の選定

卸先事業者から、具体的な課題が相当程度寄せられており、公正競争上の弊害が生じるおそれが高いと総務省において判断した指定設備卸役務を検証の対象とする。

検証の
必要あり

検証の必要なし

検証ステップ① 代替性の有無の検証

指定設備卸役務と同様の設備利用形態・利用条件等により、接続が利用可能（代替可能）かの検証

代替性あり

ステップ②検証の必要なし

検証ステップ②-1 重点的な検証

目的：料金水準の適正性確保
手法：適正原価＋適正利潤 \geq 卸料金 となっているかを検証

☞「第四次報告書」では、「モバイル音声卸」を「なし」と評価。

総務省による
妥当性評価 あり

「不当」評価の場合、
是正を図るための措置へ

代替性
なし

検証ステップ②-2 その他の検証

目的：適正な交渉を促進するための透明性確保
手法：卸料金と接続料相当額の差分の妥当性を事業者自身が検証

☞「第四次報告書」では、「光サービス卸」を「不十分」と評価。

総務省による
妥当性評価 なし

代替性
不十分

※ 「接続料」「卸料金」等に関する時系列検証は、ステップ②に進んだ指定設備卸役務全てを対象に実施

卸電気通信役務は相対契約を基本とするが、指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務（指定設備卸役務）の提供については、指定設備を設置する事業者（指定設備設置事業者）に対して、

- 指定設備卸役務の提供に関する情報を総務大臣に届け出る義務（総務大臣は当該届出の内容を整理・公表）

が課されているほか、指定設備設置事業者の交渉上の優位性・卸先事業者（MVNO等）との間の情報の非対称性を是正し、協議がより実質的・活発に行われるための環境整備として、

- 特定卸役務（競争関係に及ぼす影響が少ない指定設備卸役務）を提供する義務、
- 特定卸役務に関する協議の円滑化に資する情報を卸先事業者の求めに応じて提示する義務

等の規律が整備されている（平成27年、令和4年電気通信事業法改正）。

指定設備卸役務

※指定設備：NTT東日本・西日本の一種指定設備（固定系）、NTTドコモ・KDDI・沖縄セルラー・ソフトバンク・WCP・UQの二種指定設備（移動系）

- 総務大臣への届出義務（総務大臣は当該届出の内容を整理・公表）

特定卸役務（競争関係に及ぼす影響が少ない指定設備卸役務）

- 役務を提供する義務

【特定卸役務の範囲】

- ・ 携帯電話サービス（4G、5G）
- ・ 全国BWA
- ・ FTTHアクセスサービス 等

- 協議の円滑化に資する情報を卸先事業者の求めに応じて提示する義務

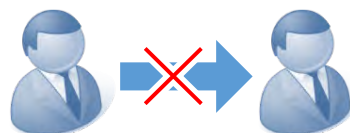
【提示する情報】

- ・ 接続料相当額（FTTHアクセスサービスについては指数）
- ・ 卸料金と接続料相当額の差額の用途

<卸協議の適正化イメージ>

これまでの卸協議

指定設備設置事業者
(MNO等) 卸先事業者
(MVNO等)

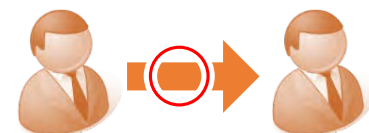


⇒卸先事業者からの
具体的な提案が困難

役務提供義務
情報提示義務

規律整備後の卸協議

指定設備設置事業者
(MNO等) 卸先事業者
(MVNO等)



⇒卸先事業者からの
具体的な提案に基づき
協議が進展

- 「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」（令和2年9月策定。以下「卸検証ガイドライン」という。）に基づくNTT東日本・西日本の光サービス卸の検証結果については、第79回会合（令和5年12月19日）において、NTT東日本・西日本による自己検証の結果について説明があり、これを踏まえ、第80回会合（令和6年2月1日）及び第81回会合（同年2月21日）において、関係事業者（卸先事業者等及びNTT東日本・西日本）にヒアリングを行ったところ。
- また、併せて、令和4年電気通信事業法改正により、令和5年6月に施行された特定卸電気通信役務に関する規律の運用状況についても、関係事業者にヒアリングを行ったところ。

ヒアリング事項

卸料金の検証について

- (1) 「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」に基づく今回のNTT東日本・西日本による自己検証の結果について、どのように考えるか。（卸協議における卸料金の一定の透明性の担保に寄与したか、これまでの経緯・指摘を踏まえた説明が行われているか等）

特定卸電気通信役務に関する規律について

- (2) 令和4年電気通信事業法改正の施行後の指定設備卸役務の料金の低廉化・提供条件の柔軟化等の進展状況はどうか。
- (3) 卸元事業者・卸先事業者間の協議（固定通信分野については、団体協議を含む。）の状況はどうか。
- (4) その他、制度について検討すべき点はあるか。

（参考）接続料の算定等に関する研究会 第七次報告書

第2章 「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」に基づく検証 2. 光サービス卸における卸料金の検証

今回の検証では、前2回の検証に引き続き、NTT東日本・西日本から費用項目や卸料金と接続料相当額との差額が示されたことで、一定の透明性の担保に寄与したと考えられるものの、今回の検証においても、事業者・構成員よりNTT東日本・西日本による説明に対する指摘があった。こうした経緯・指摘を踏まえて、NTT東日本・西日本においては、より一層丁寧な説明を行うことが適当である。

また、第1章において述べたとおり、総務省においては、改正法の施行後における卸料金の低廉化・提供条件の柔軟化等の進展状況を引き続き注視することが適当であるところ、合わせて、本検証によって卸料金の透明性が確保され、本検証が指定設備卸役務に係る協議の適正性の確保に貢献できているかどうかについても確認されなければならない。

この点、今回の検証において、指定設備卸役務の提供に係る協議の状況に改善が見られず、卸料金の算定方法について、卸先事業者等への説明がなお不十分だと認められるような状況となっている場合、総務省においては、本検証の在り方の見直しも含め、必要な措置について検討していくことが適当である。

「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」に基づく今回のNTT東日本・西日本による自己検証の結果について、どのように考えるか。(卸協議における卸料金の一定の透明性の担保に寄与したか、これまでの経緯・指摘を踏まえた説明が行われているか等)

関係事業者意見

(○：NTT東日本・西日本、●：卸先事業者等)

(総論等)

- 直近で卸料金の値下げはあったものの、卸料金と接続料の一定の連動性が見えない中、特に中小規模の加盟事業者においては、将来に向けた積極的な営業活動や、戦略的な料金設定を行うことが難しく、光コラボレーションによる事業の継続に不安を抱えている事業者も存在する。(第80回会合・FVNO委員会)
- 引き続き、卸協議の適正性や運用の改善について協議を進めていくとともに、多くの加盟事業者にとって光サービス卸以外の回線調達手段は容易には見いだしがたい状況である中、協議の基礎となるべき本検証の内容は重要であり、追加的な説明を求めている。 (第80回会合・FVNO委員会)
- 事後的な検証・自己検証という位置付けであるため、不十分な説明に対する総務省や研究会による牽制効果も十分に働かない。これでは、検証の目的である「適正な交渉を促進するための透明性確保」に資する効果は限定的。仮に部分的な是正が図られたとしても、事後的な検証であるため、有効な効果が得られない可能性が高い。現に、接続料相当額と卸料金の差額について研究会等で議論を進めている間に接続料の上昇が始まったため、接続料相当額に応じた卸料金の低廉化という目的を達することができず現在に至っている。(第80回会合・JAIPA)
- これまでのNTT東日本・西日本の説明を踏まえれば、卸料金は接続料相当額とは関係なく、独自の理論で設定されていると考えられ、卸料金と接続料相当額の差分の検証により卸料金の透明性を確保するという卸検証の前提が崩れている。(第80回会合・JAIPA)
- NTT東日本・西日本以外の有力な供給者も存在せず、競争も成立していない状況で、現在の仕組みにもはや意味はなく、卸に対する規律・検証の方向性を根本的に見直す時期。接続と同等レベルで規制・検証がなされるべきであり、卸料金のキャリアズレート化を実現すべき。そのような厳正な対応を早急に実施すべきと考えるが、現実的でないのであれば、直近で必須の対応として、卸検証において定量的な説明をロジカルに行うべき。(第80回会合・JAIPA)
- 一般的には、卸料金(小売料金)と接続料では算定方法や投資回収リスクの観点において相違がある。卸料金では、サービス開始時は事業者が設定する投資回収期間の中での想定累計コストを想定累計需要で回収可能な料金設定を行い、需要・コストが想定と乖離する場合、投資未回収リスクがあるが、一定期間経過後は、実コスト・需要との比較や市場環境も踏まえ単価を見直していくもの。接続料(実績原価方式)は、当該年度における実コスト及び実需要から算定され、NTT東日本・西日本と接続事業者の双方が投資リスクを負担している。(第80回会合・ソフトバンク)
- (一方で、) 光サービス卸は、NTT東日本・西日本に価格支配力や市場価格の決定力があり、かつ接続との代替性が不十分であることから、一般的な卸とは異なるため、卸料金の透明性や適正性が一層求められる。(第80回会合・ソフトバンク)
- NTT東日本・西日本の光サービスは、固定ブロードバンド市場の需要の一巡、他事業者FTHアクセスサービスとの競争に加え、5G対応ホームルーターをはじめとするワイヤレス固定ブロードバンドとの競争激化により、シェアは年々低下し、今年度に入ってから、当社の光サービス提供開始以来初の純減に転じている。需要の見通しは非常に厳しい状況。(第81回会合・NTT東日本・西日本)
- (→ NTT持株の公表資料に掲載されるNTT東日本・西日本のフレッツ光(コラボ光含む)の契約数は、令和5年度第3四半期まで純増している状況。光ケーブルの未償却残高が多額であるとの説明については、当該費用の回収の観点ではNTT東日本・西日本の設備ベースの需要を見る方が適切であると考えられるところ、総務省が公表する四半期データから想定値を算出した場合、令和5年度第2四半期でも契約数は純増している。NTT東日本・西日本が純増数を算出する前提は資料に記載がないが、このような観点からも卸先事業者への十分な説明が必要。(第81回会合での議論に係る追加質問への回答・ソフトバンク(同旨FVNO委員会))

関係事業者意見

(○：NTT東日本・西日本、●：卸先事業者等)

(総論等(続き))

- 代替性が不十分と整理された当初と比べて、当社光サービスの固定ブロードバンド市場への影響力は低下していることに加え、ワイヤレス固定ブロードバンドへの代替が進んでいることを踏まえると、**光サービス卸の代替性再検証の必要はない。**(第81回会合・NTT東日本・西日本)
- 意見も踏まえつつ**卸料金設定の考え方について協議で丁寧な説明を尽くす考え**であり、それにより理解を深めていただきたい。(第81回会合・NTT東日本・西日本)
- 本質的には、**卸元・卸先間の取引額の綱引きではなく、双方でコストの効率化やサービスの魅力度の向上を進めてサービスの競争力を高めることが重要。**協議では、競争力向上のための施策の観点でも議論したい。**当社と卸先事業者は、ともにFTHアクセスサービス市場を盛り上げていくべきパートナー**であり、ともに知恵を絞り、サービスの競争力を高め、市場拡大に向けて取り組んでいきたいと考えているので、理解をお願いします。(第81回会合・NTT東日本・西日本)

(検証結果① 接続料相当額と卸料金の関係)

- 接続料と卸料金の一定の連動性がないことについて、**どのようなスパンでのコスト状況をもとに卸料金を検討しているのか**について説明を求めたい。卸料金の低減率と接続料相当額の低減率では常に接続料相当額の低減率が大きいため、両者の**格差は拡大し、令和5年度の接続料の上昇を経ても解消されないもの**と想定。接続料と卸料金は一定の連動性はあるべきで、**接続料改定と合わせた卸料金改定の検討を希望。**(第80回会合・FVNO委員会)
- NTT東日本・西日本の説明を踏まえれば、**単年度の接続料相当額指数に基づく情報のみでは、卸料金の適正性を判断できない。**複数年度のコスト変動を踏まえて卸料金を決定しているのであれば、「**接続料相当額の複数年度の推移**」や「**卸料金と接続料相当額の差分で回収される費用の複数年度の推移**」と**卸料金の関係**について明らかにしてほしい。(第80回会合・FVNO委員会)
- 平成28年度以降接続料が大きく下がった時期に、これまでの実績程度しか卸料金が下がらなかった理由を説明いただきたい。具体的には、**どのように「需要動向、競争状況、市場価格等の市場環境等」を勘案してきたのか、具体的に説明いただきたい。**(第80回会合・JAIPA)
- **光サービス卸と接続でリスクとリターン**の構造が異なること等は理解するが、問題は、卸料金と接続料相当額の乖離が大きくこと、広がっていること。卸役務と接続のリスクとリターンの関係がここ数年で変化したとは思えないが、卸料金と接続料相当額の差額は増加する状況で、**どのように「リスクとリターン」の構造**を卸料金の算定に反映しているのか、**定量的に示すべき。**(第80回会合・JAIPA)
- (→ **令和4年度までの卸料金と接続料相当額の差額の拡大は、**コロナ禍におけるリモートワークの急速な普及による光サービスの特需や、景気悪化に伴う資本コストの減少の影響、光ファイバケーブルの耐用年数見直し(減価償却費の将来への先送り)、乖離額調整の影響等の**一時的な要因によるもの**であり、**令和5年度には卸料金の値下げや接続料相当額の上昇により縮小する見通し。**(第81回会合・NTT東日本・西日本))
- 原価の過半を占める接続料の改定時期と同期が取れていないため、**原価の過半を占める接続料の改定に合わせ、年度当初に料金を改定すべき。**卸料金の改定が1ヶ月遅れるたび、卸先事業者の負担が増える。(第80回会合・ソフトバンク)
- 光コラボレーションモデルの拡大に向け、**卸料金は中長期で安定的・サステナブルな設定とすべき**と考えており、**販売や利用者料金への影響を踏まえると、値上げを実施することは容易ではない**と想定されるため、**コストの短期的な増減をリニアに卸料金に反映させることは困難。**(第81回会合・NTT東日本・西日本)
- (→ 中期的なコスト変動を踏まえれば、**卸料金を更に値下げしても安定性が確保可能であった。**また、明示的に説明されていない事項が多数あり、「**安定的・サステナブル**」な設定と主張している卸料金が**妥当な料金水準になっているかを判断できない。**(第81回会合での議論に係る追加質問への回答・FVNO委員会))
- 今回の報告においては、従来から報告している当年度までの卸料金・接続料相当額及びその差額に加えて、**追加的な定量的情報として、翌年度・翌々年度も含めた卸料金、接続料相当額及びその差額の推移を報告**している。(第79回会合での議論に係る追加質問への回答・NTT東日本・西日本)

関係事業者意見

(○：NTT東日本・西日本、●：卸先事業者等)

(検証結果② 設備投資との関係)

- これまで卸先事業者は接続料相当額分に加え、多額の負担をしてきており、この負担によりNTT東日本・西日本は将来の需要を見越した設備等への投資を補って余りある過回収ができています。**過年度も含めた光卸における投資と回収の状況**を定量的に示していただきたい。**将来の需要を見越した設備等への投資を卸料金で回収しているのであれば、今後の接続料との間で二重回収**となっている可能性。(第80回会合・JAIPA)
- **光サービス卸の開始前からフレッツ光の2,000万弱の実需要があったこと**や、**光サービス卸の開始から既に9年経過**していることから、FTHアクセスサービスの設備に係る**初期投資回収リスクは既に解消**されている認識。(指定役務損益明細表で)FTHアクセスサービス収支が開示されている範囲では、累計でNTT東日本では1.3兆円、NTT西日本では0.5兆円の利益を確保。(第80回会合・ソフトバンク)
- 光サービス卸の特殊性や既に初期投資を回収し利益拡大している状況を踏まえると、卸料金は**原価**(接続料相当額)と**一定程度連動した見直しを実施し、市場へ還元すべき**。試算では卸料金と接続料相当額の差は拡大傾向にあるが、接続料相当額との一定の連動性が求められる。(第80回会合・ソフトバンク)
- 光サービス卸は、中長期の需要で設備投資を回収するビジネスモデルであり、その料金は**現在のコストのみならず、市場環境や競争環境を総合的に勘案して設定**しており、**将来の需要動向、設備の老朽化・技術革新に対応して必要となる設備投資**(将来的なコスト上昇要因)等を踏まえたもの。(第81回会合・NTT東日本・西日本)
 - (→ 将来の需要動向や設備投資等をどのように考慮しているか説明されていないため、卸先事業者は**適正性を判断できる状況にはなく**、NTT東日本・西日本による詳細な説明が必要。(第81回会合での議論に係る追加質問への回答・FVNO委員会)
 - (→ (設備投資の) **具体的な内容が示されておらず、どのように卸料金に影響しているか判断できない**ため、より詳細な説明が必要。FTHアクセスサービス事業収支上では十分に利益が得られているため、将来に向けた設備投資を行う場合でも、投資の未回収が発生しない投資計画を立てることが可能。投資の未回収リスクは低い(第81回会合での議論に係る追加質問への回答・ソフトバンク))
- 過去の設備投資は回収済との指摘について、現時点で費用化されていない**未償却残高は光ケーブルだけでも東西合計で1兆円程度残存**している一方、**卸先事業者は他の提供手段(ワイヤレス固定ブロードバンドや他事業者FTH卸サービス等)を選択可能であり、光サービス卸を今後も利用し続けることが保証されない以上、現時点においても過去の投資の未回収リスクは存在**。(第81回会合・NTT東日本・西日本)
 - (→ 設備投資は耐用年数の期間内で減価償却費用として年度毎に均一に計上され、期間経過までは残存し続けるため、投資回収のリスクを評価する投資回収の観点では**会計上の未償却残高ではなく、FTHアクセスサービスの事業収支上の状況を確認すべき**。(第81回会合での議論に係る追加質問への回答・FVNO委員会)
 - (→ **未償却残高は会計処理上の値を基に算出した額に過ぎず**、実際の設備投資は発生したタイミングで既に支払い済み。この投資額は年度毎の事業で得られた収支で充当するという資金の流れであり、**投資の未回収リスクを議論するのであれば、事業開始時からのフリーキャッシュフローの累計を開示すべき**。営業利益ベースでの試算であれば、十分な利益が得られている状況であり、過去の投資費用の未回収リスクは低い。(第81回会合での議論に係る追加質問への回答・ソフトバンク))
 - (→ **ワイヤレス固定ブロードバンドは電波の届かない高層階等での利用ができず、周辺の電波環境によりサービス品質が変動**する等の差がある。他事業者**FTH卸サービスも提供エリアが限定的**であるため、**いずれも光サービス卸との代替性はない**。(第81回会合での議論に係る追加質問への回答・ソフトバンク))
 - (→ 光サービス卸の**提供開始から卸先事業者は体制を構築して運用してきており、全国展開できるサービスが他にない**こと等から、光サービス卸以外の代替手段の確保は困難であると卸先事業者各社は捉えている。仮に他サービスを利用する場合でも、卸先事業者が光サービス卸を継続採用するか判断するために、中長期的な卸料金改定の見通しを示していただくことで、将来を見越して顧客還元を強めるなどの投資判断が可能となり、結果的に一般消費者が好む形でのサービス競争に繋がる。(第81回会合での議論に係る追加質問への回答・FVNO委員会)

関係事業者意見

(○：NTT東日本・西日本、●：卸先事業者等)

(検証結果③ 接続料相当額と卸料金の差額の用途)

- 差額で回収するコストについては、定量的な説明がないと認識。コスト要素のそれぞれについては理解できるものの、原価の中でシステムのコストが大きな割合を占めるとは考えにくく、光サービス純増数がほぼ横ばいの中で人件費の抑制状況等も不透明。卸先事業者が検証の内容を理解・検証できるよう、各項目の多寡については定量的に示されるべき。少なくとも、各項目の金額ベースの構成比を示すべき。 (第80回会合・JAIPA)
 - 仕組みの見直しや運用改善はNTT東日本・西日本と卸先が協力して取り組んだもの。その効果は運用コストの低減に及ぶものであり、システム開発等のコスト増のみが生じるわけではない。業務コストの低減も卸料金に反映すべき。 (第80回会合・JAIPA)
 - 十分な説明が行われない中、光サービス卸の運営・卸先事業者の支援が効率的に実施されているか疑念。卸先事業者間の公平性の観点では、ISP等の通信事業者向け卸料金の設定が重要と考えるが、少なくとも、支援に要しているコストを会計上適切に分離し、定量的に説明する必要。 (第80回会合・JAIPA)
 (→ 今後もコストだけにとらわれることなく、個々の要望に応じたサービスメニューの提供や多様な料金設定等の様々な支援を通じて、卸先事業者とともに光コラボレーションモデルの普及・拡大を進めていく。意見については、第七次報告書までの議論で当社が説明した問題点があると考え、一方で、現時点でも、共通的な卸先事業者への支援とは別に、一定の費用を負担いただいた上で、料金回収代行や故障受付代行といった個々の要望に応じたメニュー提供を行っており、今後も個々の要望を踏まえたサービスメニュー等の提供により、支援を行っていく。 (第79回会合での議論に係る追加質問への回答・NTT東日本・西日本))
 - 報告に記載された費用項目はいずれもサービス開始当初から発生し、大幅な費用増とはならない認識。費用規模や上昇の状況、妥当性を総務省においても確認・検証すべき。光サービス卸開始以後は卸先事業者による顧客獲得にシフトし、NTT東日本・西日本の営業費用は大幅に減少しているが、同様に光サービス卸における接続料以外の営業費等も減少しており、実額も微小と想定されるため、情報開示が不可欠 (第80回会合・ソフトバンク)
 (→ 光コラボレーション開始前で多額のマーケティングコストが発生していた平成25年度と直近の年度の営業費用を比較されているが、光コラボレーションを本格的に開始して小売から卸への移行を段階的に始めたのが平成27年度、小売から卸への移行が十分進んだのはそれ以降の年度であることを踏まえてご覧いただく必要。当社は、光コラボレーション提供開始以降、卸料金を複数回値下げしている。 (第81回会合・NTT東日本・西日本))
- (NTT東日本・西日本で卸料金が同一であることについて)**
- (参考：第七次報告書までの議論において、NTT東日本・西日本は「①光サービス卸開始当初から全国均一のスペックで提供しており、効用は同一であること、②卸先事業者の声を踏まえて、卸料金は卸先事業者が中長期的に織り込むベースであると考えていることから、卸料金を同一としている一方で、短期的には市場環境に応じて卸先事業者が機動的に活用できる販売奨励金等を設定している」旨、説明。)
- NTT東日本・西日本は別会社であり、生じているコストも異なるため、通常では卸料金が同額となるわけではない。東西いずれかの区域でしか事業を行っていない事業者にとっては、本来より過度の負担を求められている可能性が懸念。過去に事業者の要望があったとしても、卸先事業者の総意とは言い難いのではないかと。(第80回会合・FVNO委員会)
 - 「効用の同一性」が、このような懸念やコスト等の差を度外視して、同一料金とする積極的な理由になり得るとは考えられない。また、東西間の競争を否定するものでもあり、このような理由付けが妥当とは考え難いため、①NTT東日本・西日本間の卸料金の調整方法、②コストが異なるのにあえて同額料金とする妥当性の説明を求めたい。 (第80回会合・FVNO委員会)
 - コスト構造が異なるにもかかわらず、NTT東日本・西日本で同一の卸料金であることについて、再編成時の本来の目的(ヤードスティック競争又は直接競争によるボトルネック独占力行使の防止)の観点からも、それぞれの原価に基づいた別料金とすべき。 (第80回会合・ソフトバンク)

関係事業者意見

(○：NTT東日本・西日本、●：卸先事業者等)

(NTT東日本・西日本で卸料金が同一であることについて(続き))

- 東西同一料金について、卸料金がどう決まっているか説明されていないとの指摘については、当社の説明がまだ足りていないということなので、意見を伺い、説明の仕方をもう少し考えなくてはいけない。 (第81回会合・NTT東日本・西日本)
 - 東西同一料金が良いと考える卸先事業者やエリア限定で事業展開している卸先事業者の意見、利用者や地域経済への影響を踏まえた慎重な検討が必要と考えるが、多くの卸先事業者が東西別料金の設定を要望されれば、それに応じて協議・検討する。 (第81回会合・NTT東日本・西日本)
- (→ これに関し、次の意見があった。)
- 両社の費用が異なる事が明確であり、また、NTT東日本・西日本間のコスト効率化や経済合理性を高めることにつながり、結果的に卸料金の適正性・透明性の担保につながるため、卸料金が東西同一であることについて議論を深めていくことに賛同。議論に当たっては、卸先事業者の意見を確認するだけでなく、現状なぜ卸料金を同一としているのか及び料金の均一化方法を明らかにした上で議論すべき。なお、同一料金が卸料金の値下げの障害となるなら、東西同一である必要はない。 (第80回会合での議論に係る追加質問への回答・FVNO委員会)
 - 一部の事業者からは、全国にサービスを提供する事業者としては、利用者料金に東西で差はない方が良く、全国一律で利用者料金を設定していくことを考慮すると、NTT東西間で同一の卸料金の方が望ましいとの意見もある。 (第80回会合での議論に係る追加質問への回答・FVNO委員会)
 - 同一料金であることの是非について議論すべき。なお、議論に当たっては、予め、総務省において、NTT再編時の経緯等を踏まえ、公正競争の観点から、東西同一料金とするの是非についての考えを示すこと、NTT東日本・西日本において、卸料金を同一にしている理由及びその方法について明らかにすることが必要。 (第80回会合での議論に係る追加質問への回答・ソフトバンク)
 - 議論を深めていくことに異論はない。今後方針や開示される情報があれば、会員の意見を確認していきたい。 (第80回会合での議論に係る追加質問への回答・JAIPA)
- (→ 「東西別卸料金とするのであれば、例えば、NTT東日本の卸料金をNTT西日本より高くするのか等、現在におけるNTT東日本・西日本としての考え、方向性をできるだけ具体的に示されたい」 (第81回会合での議論に係る追加質問・佐藤構成員) との構成員質問に対し、NTT東日本・西日本より次の回答があった。)
- 光サービス卸は、提供開始当初から全国均一のスペックで提供しているが、東西均一料金の方が運用しやすいという卸先事業者の声を踏まえ、東西で提供料金を同一としたものであり、提供開始以後もその考え方のもと、東西それぞれの経営判断によって料金を設定している。
 - 一般論として需要密度の違い等により回線あたりコストは東日本よりも西日本が高くなることが想定されるが、熾烈な市場競争は、とりわけ西日本において激化しているため、東日本よりコストが高いことのみを理由として、西日本の卸料金や卸先事業者の料金水準が東日本を上回るような設定にはなりえない。
 - 厳しい市場環境の中での光サービスの更なる普及・拡大に向け、卸先事業者が利用しやすい卸料金の体系としていくことが望ましいと考えるが、まずは市場環境やコスト構造等の東西間の差異を総合的に勘案し、卸先事業者の意見を聞くとともに、利用者や地域経済への影響等を踏まえつつ、慎重な検討が必要。
 - 今回意見を表明した一部の事業者だけでなく、多くの卸先事業者が東西別料金の設定を要望するのであれば、その要望の状況に応じて検討する。まずは卸先事業者の意見をお伺いしたい。 (以上、第81回会合での議論に係る追加質問への回答・NTT東日本・西日本)

関係事業者意見

(○：NTT東日本・西日本、●：卸先事業者等)

(利用者料金との関係)

- 光サービス卸は、光ファイバ回線で独占的なシェアを占めるNTT東日本・西日本により提供され、F T T Hアクセスサービス契約数の7割超を占めているため、公正かつ透明に提供されることが消費者の利益に重要な影響を与える。当協会に所属する卸先事業者が今後もサービス利用者の拡大、市場の成長に向け取り組んでいけるよう、卸料金の低廉化を引き続き強く希望。(第80回会合・JAIPA)

「卸料金や接続料がダイレクトに利用者料金に反映されない事情もある程度理解するが、議論されている卸料金の低廉化が実現した暁には、利用者料金に何らかの影響があると考えて良いのか」(第80回会合・西村真由美構成員)との構成員質問に関し、次の回答があった。

- これまでの卸料金値下げに伴い、利用者料金へ反映したという事業者は、(調査に)回答があった8社のうち、1社のみ。卸先事業者は、現状でもキャッシュバック等の各種キャンペーン等により競争への対応を図っているが、月額の利用者料金は、新規利用者獲得のための営業費・広告宣伝費のほか、申込や利用者情報管理のためのシステム等の構築費用等の投資が現時点では必ずしも回収完了できていないこと、卸料金の今後の見通しが不透明であることもあり、値下げに踏み切れる余裕がない場合もある。今後、卸料金の今後の見通しが明らかになり、接続料と連動した値下げが実現すれば、更なる競争対応の中で、月額の利用者料金の値下げも含め、各事業者において検討を行うと承知している。(第80回会合での議論に係る追加質問への回答・FVNO委員会)

- トラヒック増や電力代の高騰等があり、多少卸料金が引き下げられても利用者料金の値下げに反映できるものではない。しかし、ある程度の引き下げが実現すれば、インターネットバックボーン等の設備投資による品質向上、利用者料金への還元等の取組を検討できる。(第80回会合での議論に係る追加質問への回答・JAIPA)

(奨励金)

- 奨励金のコストを卸料金から回収すること自体は認められるが、奨励金は事業規模の大小にかかわらず、公平・透明に提供されることが重要。光回線数の増加が落ち着いている中で、奨励金の公平・透明な提供の確保に向けては、卸検証を通じて、卸料金と接続料相当額の差額に奨励金のコストがどの程度含まれているか明らかにされることで、様々な議論が促進される。(第80回会合・JAIPA)

「奨励金については、卸先事業者からの強い要請がある話なのか」(第80回会合・西村真由美構成員)「卸先事業者の中には、卸料金の値下げより奨励金の充実を求める声があるのか」(第80回会合での議論に係る追加質問・西村真由美構成員)との構成員質問に関し、次の回答があった。

- 卸料金の値下げに加えて、機動的に活用可能な販売奨励金や工事費割引等の充実を求める声がある。そのどちらを希望するかは、卸先事業者により区々だが、当社としては、短期的支援として機動的に活用可能なものとして設定する販売奨励金と、中長期で安定的・サステナブルなものとして設定する卸料金とのバランスを取りながら、市場拡大に向けて効果的な卸先事業者への支援策を検討・実施していく。(第80回会合での議論に係る追加質問への回答・NTT東日本・西日本)

- (加盟)各事業者からは、奨励金の充実が新規利用者獲得に対するものであり、過大なキャンペーン実施が懸念されるとの意見、奨励金はNTT東日本・西日本の営業施策であり卸料金全体のコストに含めるのは適正ではないとの意見等があり、奨励金の充実より卸料金の値下げを希望する声が多いが、事業者の中には奨励金の充実を求める場合もあると思われる。(第80回会合での議論に係る追加質問への回答・FVNO委員会)

- 卸料金の値下げと奨励金の充実はトレードオフの関係ではなく、それぞれ別に議論されるべきもの。卸料金については、構造がロジカルかつ定量的に示された上で、卸料金そのものの値下げが行われるべき。(第80回会合での議論に係る追加質問への回答・JAIPA)

構成員意見

(検証結果)

- 接続料と卸料金がリンクしていないという点で、(NTT東日本・西日本の)過去の説明によれば、単年度でなく複数年度で見ればもう少しリンクすることだったが、今回の検証結果を見たところそうでもないという認識を持った。接続料のトレンドとも必ずしも一致せず、代替性はそれほど強くないと思う。ワニの口までは言わないまでも開いていて、より相関していない。 (第79回会合・佐藤構成員)
- 例えば、人件費等のその他の要因をもう少しきちんと示していただければ、NTT東日本・西日本の主張により納得できると思うので、より詳細なデータを確認したい。その他の要因について、数字でコストの増加等を細かく理解できると予見性が高まる。 (第79回会合・佐藤構成員)
- 光サービス卸の周辺環境も含め、卸料金が下げづらいことも十分理解できた。 (第79回会合・西村暢史構成員)
- 卸先事業者へのヒアリングは、様々な項目において、非常に詳細な説明を求めていると受け止めている。 (第79回会合・西村暢史構成員)
- 卸のための営業費を通信系・非通信系に分類してほしいとの意見もあった。光サービス卸で新しいビジネス分野への展開を目指す場合、共通的な営業費とは別に、卸先に合わせた個別のシステム設計費・コンサルティング費等を要求する方が公平性があるように思われる。 (第80回会合での議論を踏まえた追加質問・酒井構成員)
- 「(接続料の)短期的な増減をリニアに卸料金に反映させることは困難」とのNTT東日本・西日本の説明がそのとおりならそれで結構だが、卸先事業者の意見は、接続料の変動を卸料金に反映できないなら、他の様々なコストの要因の説明が不十分で、結果的に予見性が不十分であるから、その説明をすべきというものだった。今回求められているのは、より丁寧な説明や情報開示であり、こういった説明の流れの中では、適当な要望だと思う。 (第81回会合・佐藤構成員)
- 設備投資の回収リスクに配慮しなければならないという(NTT東日本・西日本の)説明だが、設備投資の多くが接続に関する投資であれば、接続料で回収されるはずであり、利用者料金や卸料金についての説明は、また別にあるべき。接続料が上がっていくとしても、突然需要がなくなることはないのだから、基本的に接続料で年々回収する形になっている。あるいは、卸料金が利用者料金マイナス販促費等で設定されていると見れば、利用者料金はそれなりに利益を出すものであり、取り漏れのリスクはそんなに大きくないようにも思う。それほど大きなリスクがあるのか少し疑問だ。 (第81回会合・佐藤構成員)

(NTT東日本・西日本で卸料金が同一であることについて／利用者料金との関係／奨励金)

- 奨励金自体を全否定するわけではないが、奨励金は一定期間だけ・一部の人だけのキャッシュバックキャンペーンなどにおいて運用されていることが多いのではないかと。奨励金に大きなコストがかかっているなら、卸料金の見直しを優先してやっていただきたい。 (第80回会合・西村真由美構成員)
- 東西均一料金について、別にする・しないの議論の前に、どのような考え方で卸料金が成り立っているのか、決まっているのか自体、そもそも説明されていない。コストの変動に合わせる場合にはこう変わるが、市場環境を見る場合にはこう変わる等、きちんと説明いただきたい。まずは、卸料金設定の当事者であるNTT東日本・西日本の意見を聞くことが議論の出発点として必要なこと。 (第81回会合、第81回会合での議論を踏まえた追加質問・佐藤構成員)
- 光サービス卸料金とユーザー料金の関係について、NTT東日本・西日本からは光サービス卸料金の累計値下げ額は総額2,100億円規模との報告がありました。これほどの値下げが行われたにもかかわらず、卸先事業者からは、各種経費や奨励金、さらには競争事業者との関係もあり、卸料金の推移とユーザー料金は連動しないという説明があり、大変残念に思った。卸料金の値下げや競争の果実をユーザーに対しても適切に還元できないかという観点で検討をしていただきたい。総務省には主要な光コラボ事業者のユーザー料金などの市場動向を引き続き定期的に観測していただきたい。 (第81回会合での議論に係る追加意見・西村真由美構成員)

論点整理 (案)

- 卸検証ガイドラインに基づく検証については、第七次報告書において、それまでの本研究会における議論の経緯・指摘等を踏まえ、「より一層丁寧な説明を行うことが適当」との提言があったところであるが、今回の検証におけるNTT東日本・西日本の説明については、昨年度以前と比較した場合に事業者団体等に対し、今後の接続料相当額指数の推移を示したこと等の点において、卸料金の透明性に一定の寄与があったと思われ、当研究会としてもその点は一定の評価をすべきなのではないか。
- 一方、本検証は、NTT東日本・西日本が指定設備のコストも踏まえて卸料金を決定していることを前提に実施されているものであるが、卸料金と接続料相当額の関係に関する卸先事業者・構成員等からの指摘に対し、
 - ・ どのようなスパンのコスト・市場環境を見据えて卸料金を決定しているのか、
 - ・ 接続料相当額以外の要素をどのように勘案しているのか、等の点で、必ずしも詳細かつ説得的な説明を行えているとは言えない。
- 後述する点も含め、現時点では本検証を含む指定設備卸役務に関する制度の在り方を見直すべき状況にはないと考えられるが、この点の説明が不十分である場合、「その他検証」の目的である適正な交渉を促進する為の透明性が十分に確保できていないとの疑念が生じ、結果として前提となる代替性に関する評価にも影響を及ぼしうる(※)ことになる。このことを念頭に、NTT東日本・西日本は、単なる時点更新に留まらず、研究会の指摘や関係事業者のニーズを真摯に受け止めて、引き続き検証を行い、本研究会は注視することが重要ではないか。
(※) なお、一部の事業者からは、現在の説明状況を捉えて、事後検証・自己検証という位置付けであるため、総務省等による牽制効果が働かず、検証の目的に資する効果は限定的である等の意見もあったことに留意する必要がある。
- また、NTT東日本・西日本の説明によれば、令和2年度から令和4年度までにおける卸料金と接続料相当額の差額の拡大は、コロナ禍におけるリモートワーク拡大による需要増・景気悪化による資本コスト減少等が影響しているものであって、今後卸料金の値下げや接続料相当額の上昇によって縮小していく見通しとされているところ、本研究会では、差分の適正性に係る説明に注視し、今後の検討に結びつけていくことが適当ではないか。
- なお、卸先事業者等からは、指定設備のコストがNTT東日本とNTT西日本で異なること等を踏まえて卸料金が東西同一であることに對する疑義等が示されたところ、NTT東日本・西日本からは、多くの事業者から要望があれば、要望に応じて検討・協議していく考えが示された。この点については、まずはどの程度の卸先事業者が東西別の料金設定を要望しているかについて、NTT東日本・西日本から卸先事業者に対して確認した上で、現状、異なる事業体であるNTT東日本とNTT西日本が、どのように東西同一料金を設定しているのか仮にコストや市場環境を捉えた場合どのような考え方によることになるのか等について、両社から十分な説明があることを念頭に、関係事業者で協議を進め、その内容を踏まえ、両社において検討していくことが必要ではないか。

- 令和4年電気通信事業法改正の施行後の指定設備卸役務の料金の低廉化・提供条件の柔軟化等の進展状況はどうか。
- 卸元事業者・卸先事業者間の協議(固定通信分野については、団体協議を含む。)の状況はどうか。
- その他、制度について検討すべき点はあるか。

関係事業者意見

(○：NTT東日本・西日本、●：卸先事業者等)

(料金の低廉化・提供条件の柔軟化等の進展状況)

- 令和4年電気通信事業法の改正が、卸料金の低廉化にどう影響を与えたかの判断は難しい。(第80回会合・FVNO委員会)
- NTT東日本・西日本の光サービスの需要の見通しは非常に厳しい状況であり、加えて、これまでのようなトレンドでのコスト低減は見込めない中ではあるが、卸先事業者とともに純増が低迷する光サービスの需要を改めて喚起するため、令和5年9月に更なる卸料金値下げを実施。卸料金は、今回の値下げも含めて複数回にわたって自主的に値下げを実施してきており、累計値下げ額は2,100億円規模。これは卸先事業者還元させていただいていると理解いただきたい。(第81回会合・NTT東日本・西日本)

(協議の状況)

- 運用改善の取り組みについては、光コラボレーションの円滑な運用に向け取り組んできたところ。要望が多かった改善が令和5年11月に実施される等、運用改善が図られてきており、今後はFVNO委員会運用関係WGの中で更に運用改善に向けて取り組む。(第80回会合・FVNO委員会)
- 卸協議において、卸料金の一定の透明性については、これまで複数回の説明・回答があったが、加盟事業者すべてが内容を納得しているものではないため、検証結果の詳細説明を求めるとともに、光コラボの運用改善の取り組みを推進し、卸協議の適正かつ円滑化を図っていくこととしたい。(第80回会合・FVNO委員会)
- 接続料相当額指数のみでは卸料金の妥当性が判断できないため、複数年度の接続料相当額の推移を踏まえた影響を説明すべき。(第80回会合・ソフトバンク)
- 令和5年12月にJAIPAとNTT東日本・西日本の間で卸協議のためのNDAを締結。協議を開始したばかりで具体的な成果は出ていないが、当協会の関与による団体協議の役割は重要。引き続き、NTT東日本・西日本が協議の場で不当な対応をしていないか、総務省の注視を希望。(第80回会合・JAIPA)

(制度について検討すべき点 ①情報提示義務の対象)

- 複数年度の接続料相当額の推移を踏まえた卸料金への影響や、卸料金と営業費や接続料との中長期的な関係性に関する情報が開示されるべき。(第80回会合での議論に係る追加質問に対する回答・ソフトバンク)
- 過年度も含めた光卸における投資と回収の状況を定量的に示していただきたい。(第80回会合・JAIPA【再掲】)
- 投資の未回収リスクを議論するのであれば、事業開始時からのフリーキャッシュフローの累計を開示すべき。(第81回会合での議論に係る追加質問回答・ソフトバンク【再掲】)
- 差額で回収するコストは(…)各項目の多寡が定量的に示されるべき。少なくとも、各項目の金額ベースの構成比を示すべき。(第80回会合・JAIPA【再掲】)
- (卸先事業者の)支援に要しているコストを会計上適切に分離し、定量的に説明する必要。(第80回会合・JAIPA【再掲】)
- 卸料金の構成要素が制度的に開示されれば、奨励金や支援コストの観点も含めた様々な協議の促進につながるのと同時に、卸先事業者としても卸検証に対して、より具体的な確認ができるようになり、結果として卸料金の公正な低減につながる。(第80回会合での議論に係る追加質問回答・JAIPA【再掲】)

関係事業者意見

(○：NTT東日本・西日本、●：卸先事業者等)

(制度について検討すべき点 ①情報提示義務の対象(続き))

- 卸料金の適正性の確認・予見性の向上に資する情報が卸元事業者から開示されることにより、卸料金交渉の深化及びその結果として卸料金の値下げや競争の促進による利用者利便の向上が見込まれる。また、卸料金の予見性の向上は、光サービス卸を用いたサービスを行う事業者の安定的経営に、ひいては、利用者への安定的サービス提供に繋がる。(第80回会合での議論に係る追加質問回答・ソフトバンク【再掲】)
- 実際に情報が開示されれば、卸先事業者の投資回収の見通しが明るくなるとともに、卸料金の価格交渉が活発になることや、結果として市場競争も活性化し、利用者料金に反映することが可能となり、利用者利益の拡大につながる。(第80回会合での議論に係る追加質問回答・FVNO【再掲】)
- 開示できるものとできないものがあるが、当社としても開示できるものを開示していきたいというのが基本的なスタンス。(第80回会合・NTT東日本・西日本)
- 法令で義務付けられたものに加えて、卸料金のさらなる透明性向上のため、自主的に令和7年度までの接続料相当額指数の見通しを開示し、FVNO委員会及びJAIPA向けに個別に説明した。こういった情報を活用しながら卸料金設定の考え方を協議で丁寧に説明し、卸料金への理解を深めていただくとともに、ともに市場を盛り上げていくべきパートナーとして、市場拡大に取り組んでいきたい。(第81回会合・NTT東日本・西日本)
- 卸料金と接続料相当額との差額で回収するコスト(営業コスト)については、当社がどのような販売支援リソースやサービス運営体制で競争市場に向き合っていくかという営業戦略の肝となる情報であり、競争の根幹を成す極めて重要な経営情報であるため、その開示は当社のみが一方的に競争上の不利益を被ることとなり、設備構築事業者とサービス提供事業者の間およびサービス提供事業者の間の健全な競争を歪めることになるため、開示できない。費用項目の構成比についても、営業コストの凡その規模感が類推可能となることから機密性は同様。そういった営業の秘密は、(不正競争防止法・行政機関情報公開法に係る)様々なガイドラインの中でも、秘匿すべきもの、例外とすべきものとされている。(第81回会合・NTT東日本・西日本)

(制度について検討すべき点 ②特定卸電気通信役務の範囲)

(参考：第七次報告書においては、光IP電話について「特定卸役務の範囲に含めることが適当」とした上で、「双方向番号ポータビリティが可能となった場合は、光IP電話を特定卸役務の範囲から除くことが適当」としている。)

- 双方向番号ポータビリティ開始後の光IP電話の卸役務は電気通信事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響があると考える。現状、光IP電話の市場については、法人向け需要が重要であるところ、個人向け市場と異なり法人向け市場においてNTT東日本・西日本と卸先事業者間で競合している状況もあり、競争に与える影響は少なくない。(第80回会合・FVNO委員会)
- 全ての光IP電話を特定卸役務から除くということは競争上大きな課題がある。メタル回線によるOAB-J音声単独市場は現在においても1,400万契約存在し、電話のみを必要とする利用者ニーズは依然高い一方で、現状においては、メタル回線廃止後にはひかり電話ネクストの卸役務に代替する小規模法人向けのOAB-J音声単体サービス(接続や他サービス)が存在しない。
 - ・ モバイルOAB-J IP電話は複数チャネル提供不可で、提供地域の制約等もあり、法人向け代替サービスにはなり得ない。
 - ・ NGNの優先パケット転送機能はブロードバンド上での提供が前提で、電話単体でのサービスが提供できないこと、シェアドアクセス方式の加入光ファイバは收容率の課題がありNTT東日本・西日本との価格競争ができないことから、接続による代替は困難。

双方向番号ポータビリティ開始後も、ひかり電話ネクストの卸役務は引き続き極めて重要な卸役務であり、引き続き特定卸電気通信役務として提供されることが必須。また、卸役務の料金設定と同一単位での接続料相当額開示が必須。(第80回会合・ソフトバンク)

関係事業者意見

(○：NTT東日本・西日本、●：卸先事業者等)

(制度について検討すべき点 ②特定卸電気通信役務の範囲(続き))

- ひかり電話ネクストの卸役務は接続による代替が実質的に不可能であることから、適正・公平に提供されることが公正競争上極めて重要であることや、メタル設備の2035年廃止に向け、メタル回線が一斉に光回線等へ移行する業界としても特別な時期であり、スムーズな移行を実現するためにも不当な競争は事前に排除し、競争事業者も十分に検討・競争できる環境が必要であることから、卸検証ガイドラインの検証対象とすることを要望。(第80回会合・ソフトバンク)
- 無料アプリ通話やSNS等の隆盛によって、電話サービスは多様なコミュニケーション手段の1つに過ぎなくなっており、特に固定電話市場は既に顧客獲得を事業者間で競う「競争フェーズ」から、サービスをコストミニマムかつ安定的に提供する「維持・縮退フェーズ」に移行している状況。競争政策に係る新たな規制を導入する必要性はない。
- 光IP電話の扱いについては、昨年度の本研究会での論点整理及びその後の省令改正で整理された後、当該整理を変更することが必要となるような状況変化は特段ない。
- ひかり電話ネクストについては、需要の縮退したフレッツ光ライトの後継として提供開始したサービスであり、その回線数の市場に占める割合(電話サービス市場全体に対して0.03%、固定電話市場全体に対して0.2%(卸のみでは0.07%))からも、公正競争に与える影響は限りなく少ない。特定卸の要件(公正競争上の影響の多寡)や代替性検証の要件(卸先事業者から具体的な課題が相当程度寄せられており、公正競争上の弊害が生じるおそれが高いと考えられる指定設備卸役務)に該当しない。
- (「機械的に除外する・しないではなく、よく判断をした上でないと適正な競争関係に及ぼす影響に係る要件が総合的に判断できるものではない」(第81回会合・西村暢史構成員)との構成員意見を踏まえ)ひかり電話ネクストについて市場に影響がないと主張したが、確かに客観的な調査・検証も重要と思っている。
- メタルの維持限界への対応に向けた具体的計画・代替サービスは現時点で未定だが、メタル回線のスムーズな移行に向けては今後、誠意をもって協議させていただきたい。(以上、第81回会合・NTT東日本・西日本)

(制度について検討すべき点 ③総論・その他)

- NTT東日本・西日本以外の有力な供給者も存在せず、競争も成立していない状況で、現在の仕組みにもはや意味はなく、卸に対する規律・検証の方向性を根本的に見直す時期。接続と同等レベルで規制・検証がなされるべきであり、卸料金のキャリアズレート化を実現すべき。(第80回会合・JAIPA【再掲】)
- 接続による代替性を高めるための方策として、料金の透明性が確保される前提でNGNのISP接続の実現が重要。NGNのISP接続が実現しない現状では、光サービス卸は接続との代替性はなく、「代替性なし」の判断を改めて求める。その上で、NTT東日本・西日本と当協会の協議の再開について、総務省の支援のもと、準備を進めたい。(第80回会合・JAIPA)
- 相対契約を基本とする制度趣旨を踏まえ、卸役務を過剰に規制するべきではない。少なくとも、昨年6月に改正事業法・関連省令が施行され、新たな制度に基づく情報提示と事業者間協議を開始した後、大きな環境変化が生じていない中で、情報開示範囲の見直し等の制度見直しを行うのは拙速。(第81回会合・NTT東日本・西日本)
- 代替性が不十分と整理された当初と比べて、当社光サービスの固定ブロードバンド市場への影響力は低下していることに加え、ワイヤレス固定ブロードバンドへの代替が進んでいることを踏まえると、光サービス卸の代替性再検証の必要はない。(第81回会合・NTT東日本・西日本)
- FTTHアクセスサービスは、自己設置・接続・卸役務といった様々な提供形態が、それぞれの特徴を生かしたサービス・設備競争をバランスよく促進されることが重要であり、「光卸を接続と同等レベルで規制・検証」を行うことは、各形態のリスクとリターンが崩れ、公正な競争を歪めるおそれがある。(第81回会合・NTT東日本・西日本)

関係事業者意見

(○：NTT東日本・西日本、●：卸先事業者等)

(制度について検討すべき点 ③総論・その他(続き))

(→ なお、卸検証におけるNTT東日本・西日本の「光サービス卸による提供形態は、(…)自己設置や相互接続とはリスクとリターンの構造が異なる。仮に卸料金を接続料相当額にリニアに連動させた場合、光サービス卸のみが優遇されることとなるため、自己設置・相互接続・光サービス卸の間の公正な競争を歪めるおそれがある」との説明について、次の意見があった。

- **提供先**(接続事業者、卸先事業者) **のリスクの大小はNTT東日本・西日本の収支に全く関係なく、NTT東日本・西日本の料金戦略を正当化する理由にはならない。**(第79回会合での議論に係る追加質問への回答・JAIPA)
- NTT東日本・西日本の事業収支上も**投資回収リスクはなく、回線単位で十分に利益が得られる状況にあるため、自己設置・相互接続・光サービス卸の間の公正な競争を歪めるおそれはない。**(第79回会合での議論に係る追加質問への回答・ソフトバンク)
- 一般的な卸役務では自由な価格設定が可能だが、光サービス卸は**一種指定設備を利用した卸役務であり、その成り立ちを考慮すれば、接続料と非常に密接な関係**がある。そのため、二種指定設備の接続料との関係性と同様に、接続料の変動に連動するのが自然。このような事例も鑑み、公正な競争を歪めるおそれがあるかについては**議論が必要。**(第79回会合での議論に係る追加質問への回答・SNC)
- 自己設置・接続・光サービス卸でリスクとリターンの構造は異なることから、仮に、**リニアに卸料金＝接続料とした場合、光サービス卸のリスクが低いにもかかわらず、接続と同等のリターンが得られるのであれば、光サービス卸が優遇されていることになる。**実際は**リスクとリターンの観点だけでなく、接続では独自のサービス展開が可能**(他事業者との差別化等が可能)**であるため、接続が完全に排除されるわけではないが、リニアに卸料金＝接続料とした場合、あえてリスクを冒して接続で参入する事業者が減少し、又は既に接続で参入している事業者が市場撤退する等、接続と光サービス卸の競争バランスが歪む可能性はある。**
- 実際には、卸料金と接続料相当額には差分があり、**仮に卸料金を接続料相当額にリニアに連動させても、差分の設定次第でリスクは低減可能**と考えるが、当該**差分が小さい場合にリニアに連動させると、卸先事業者がある程度の期間、光サービス卸を利用し続ける保証がない中では、コストの未回収リスクが発生する可能性があり、その場合、卸先事業者は投資リスク等を負わないため、リスクとリターンの観点からは光サービス卸が優遇されていることになる。**そのため、**リニアに連動させることで公正な競争を歪めるとまで言い切れるのかは議論が必要。**(以上、第79回会合での議論に係る追加質問への回答・KDDI)
- ホームルーターについては、当社は提供していないので顧客獲得の状況はなかなか分からないが、市場を見ていると、**親元を離れた学生や新社会人が、それまで当社の光サービスを利用していたところ、ホームルーターのような工事が不要で手続も簡単なサービスに流れているのではないかと**(第81回会合・NTT東日本・西日本)

構成員意見

(制度について検討すべき点 ①情報提示義務の対象)

- 卸先事業者の御意見を聞いてみると、情報開示が不十分で(事業者間協議が十分に機能していないとされた改正法施行前の)そのような当時の状況が、なかなか改善されていないと感じた。**現在の制度の下では、卸料金の妥当性に関する十分な情報提供や説明がされておらず、卸先事業者は十分な予見性を得られていない状況にあるようだ。**例えば**情報提示義務の対象について**、ガイドラインや省令で公開すべき情報として**営業費関連の情報を入れてはどうか。**(第80回会合・佐藤構成員)
- 「(接続料の)短期的な増減をリニアに卸料金に反映させることは困難」とのNTT東日本・西日本の説明がそのとおりならそれで結構だが、卸先事業者の意見は、接続料の変動を卸料金に反映できないなら、他の様々なコストの要因の説明が不十分で、結果的に予見性が不十分であるから、その説明をすべきというものだった。**今回求められているのは、より丁寧な説明や情報開示であり、こういった説明の流れの中では、適当な要望だと思う。**(第81回会合・佐藤構成員【再掲】)
- 昨年6月に事業法と関連省令が施行され、まだ半年少々経っただけの状況なので、情報提示義務については、**もう少し状況を注視することが必要**なのではないか。総務省を中心として、市場のチェックを引き続きお願いした上で、施策が必要かどうかの検討に入るべき。(第81回会合・関口構成員)
- 卸に関する情報提示は、情報が筒抜けになるリスクもあるので全ては出せない点は(NTT東日本・西日本の)言うとおりに思うが、接続と卸役務の格差についての分析に必要な情報がまだ足りないという指摘があるのも確かなので、**構成員限り・総務省限りで**、NTT東日本・西日本から情報を提供いただくような形で、**検証に役立てる情報を引き続き限定開示いただく形で対応してはどうか。**(第81回会合・関口構成員)
- **情報開示については**、開示により、協議が円滑化するとともに、卸先事業者の予見可能性が高まり、競争が活性化するというのが卸先事業者のご説明と理解している。営業費の絶対額、比率等の開示は難しいというのがNTT東日本・西日本の説明だが、営業費の推移を指数で示すこと等、工夫の余地は否定していないように思われる。今後、**具体的な検討に向けて前提条件等の整理を進めて行くことが妥当。**(第81回会合での議論に係る追加意見・佐藤構成員)

(制度について検討すべき点 ②特定卸電気通信役務の範囲)

- 特に**ひかり電話ネクストや光IP電話について、個々の卸役務ごとの精査・現状の確認が必要**ではないか。特に、ひかり電話ネクストについては、双方向番号ポータビリティが可能となった場合、特定卸から除外すべきというのがNTT東日本・西日本の意見と認識しているが、**制度上、特定卸役務に関しては、事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響が少ないものが対象外とされているので、この点の把握が求められている。**(第81回会合・西村暢史構成員)
- 競争関係への影響という観点からは個々の卸役務ごとの精査を要するが、卸役務以外の類似サービスがないかという点で、特定の利用者にとっては**卸役務以外の選択肢がない中では、卸先事業者にとってはビジネス上非常に重要な位置づけになる**ので、これを踏まえて判断する必要がある。(第81回会合・西村暢史構成員)
- 光サービスの市場自体の拡大がない中、ホームルーター等との競争の実態等について、そもそも利用者から見てホームルーターとF T T Hアクセスサービスが同じ市場なのも含め、**「市場規模」や「市場支配力」等の文言や意味の精査が必要**。そうすると、やはり**精査に一定の時間が必要**かと思うので、**機械的に除外する・しないではなく、よく判断をした上でないと適正な競争関係に及ぼす影響に係る要件が総合的に判断できるものではない。**(第81回会合・西村暢史構成員)

(その他)

- **ホームルーターについて、マーケットが立ち上がったばかりであり、分からないところがある。**(NTT東日本・西日本の)説明された**理屈は分かるので、今後とも市場を見ていく必要**。ホームルーターが本当に競争的なサービスであれば、**競争上、卸先事業者の利用者料金が下がってくるはずだが**、下がっていないようなので、その点、まだ競争の圧力が足りないのか、何か別な理由があるのか。(第81回会合・佐藤構成員)
- ホームルーターにについて、光サービスほどの安定性はなく、トラヒックが集中すると速度が落ちるという制約はあるのだと思うが、**工事が不要という点は魅力的であり、その一点だけでも固定ブロードバンド市場の状況は変わってきている**ことはよく分かる。(第81回会合・関口構成員)

論点整理 (案)

(総論)

- 昨年6月に関係法令が施行された特定卸電気通信役務制度については、実態把握の結果、制度開始以降NTT東日本・西日本と事業者団体とのNDAの締結が実現する等、一定の評価をすべき点が明らかになった。また、昨年9月にはNTT東日本・西日本によって卸料金の値下げが行われた。
- 一方、卸先事業者からは、卸料金の値下げはあったものの制度改正の効果といえるかは不明であるといった意見や、課題として、更なる競争の促進のためには総務省による営業コストの妥当性の検証や情報提示義務の対象への追加（少なくとも営業費に係る情報等）が必要という声や、特定卸電気通信役務の範囲に関する意見が複数あった。また、NTT東日本・西日本には卸料金を下げるインセンティブが無いとして、卸料金のキャリアズレート化を含めた規律の強化が必要との意見もあった。
- 制度開始後半年程度経過したのみであり、今後、事業者間協議が進展する可能性があることや、上記の通り評価すべき点・注視すべき点が混在していることを踏まえると、現時点において、更なる制度的対応の要否等について結論を出すべき状況とは言えないのが現状ではないか。ただし、特定卸電気通信役務制度の趣旨が「事業者間協議が実質的・活発に行われるための環境整備を図る」ことであることを踏まえると、本研究会の報告書とりまとめ以降、卸料金の低廉化・提供条件の柔軟化や、事業者間協議の状況に係る定点把握を継続する必要があるのではないか。
- その際、本研究会の報告書とりまとめ以降一定期間を経過してもなお、本研究会における確認の結果、卸先事業者と卸元事業者の真摯な協議が十分に進展した等と認められない場合、事業者間協議の進展を促す観点から、協議の円滑化に資するものとして提案があった事項を開示対象とすることも含め、追加的な措置を検討することが適当ではないか。

(情報提示義務の範囲)

- 追加的な措置を講じることが必要になった場合には、本研究会で正当な懸念が示された開示方法等を避けることでNTT東日本・西日本の正当な利益を著しく害することがないように必要な配慮をした上で、開示すべき情報の具体的な範囲・開示方法等を検討すべきではないか。
 - ・ 営業費に関連する情報については、卸先事業者の説明によれば、情報開示義務の対象に加えることで卸先事業者の予見可能性が向上し、事業者間協議の適正性向上による競争の活性化につながることが強く期待される。一方、NTT東日本・西日本から具体的な額、費用項目の構成比を示すことに対する競争上の懸念等が示されたことには十分な留意が必要である。
 - ・ 卸料金の中長期的な決定方法については、NTT東日本・西日本からは一定の説明があったところであるが、これが継続的に明らかにされることで、透明性の確保に資すると考えられる。
- それまでの間は、卸検証ガイドラインに基づく検証結果を報告する際に、営業費相当額に係る情報についても総務省に提供し、その結果を基に（一般公表せずに）本研究会等で議論を行うことが適当ではないか。

(対象役務の範囲)

- 光IP電話については、NTT東日本・西日本からは
 - ・ 第七次報告書において、双方向番号ポータビリティ実現後は特定卸電気通信役務の範囲から除くことが適当と整理されており、その後の状況変化はない
 - ・ ひかり電話ネクストについては、需要の縮退したフレッツ光ライトの後継として提供開始したサービスであり、その施設数の割合は電話サービス市場全体に対して0.03%、固定電話市場全体に対して0.2%（卸のみでは0.07%）と公正競争に与える影響は限りなく少ないとの意見があった。
- 一方、卸先事業者からは
 - ・ 光IP電話全般については法人向け市場が重要であるが、法人向けでは卸先事業者と卸元事業者が競合していること、
 - ・ 加入光ファイバを用いた電話単体サービスであるひかり電話ネクストについて、接続機能による代替性もなく、現状ではメタル回線廃止後にひかり電話ネクストの卸役務に代替するサービスが存在しないこと、等を述べ、引き続き特定卸電気通信役務の範囲とすべきとの意見があった。
- この点、特定卸電気通信役務は、指定電気通信設備を用いる卸役務を原則対象とし、「事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響が少ないもの」を例外的に対象外とするものである。また、ひかり電話ネクストは特定卸電気通信役務の対象を整理する段階では提供されていなかったところ、今回新たに、関係事業者から具体的な懸念も示されたものである。
- ひかり電話ネクストは、第七次報告書において整理したひかり電話の性質とは、次のとおり異なる点がある。
 - ・ ひかり電話については、NTT東日本・西日本の卸役務のシェアが固定電話中17%を占めていたが、ひかり電話ネクストについては、0.07%（小売を含めても0.2%）に過ぎない。
 - ・ ただし、ひかり電話については、接続により類似サービスの提供が可能。ひかり電話ネクストは、現状、優先パケット転送機能の制約上、同様の対応ができない。
- この点、ひかり電話ネクストの取扱いについては、ひかり電話・フレッツ光・加入電話等既存サービスのいずれとも提供形態等が異なる「光回線を利用した電話単体サービス」であるという性質や、現状接続による代替性がないこと等を踏まえ、双方向番号ポータビリティ実現までの間において、競争環境への影響や代替性等を継続的に検討し、特定卸電気通信役務の範囲から除外するか否かを判断すべきではないか。ただし、例えば、メタル回線の縮退を進める場合の代替サービスの具体的な提供計画が必ずしも明らかでない場合、直ちに特定卸電気通信役務の範囲から除外するという対応は採りがたいのではないか。
- 一方、ひかり電話ネクストを卸検証ガイドラインに基づく検証の対象とすることについては、その判断基準が、「適正性に関する具体的な課題が相当程度寄せられており、公正競争上の弊害が生じるおそれが高い」かどうかとされているところ、現時点でそのような状況であると考えることは時期尚早なのではないか。
- なお、光IP電話に係る接続との代替性については、代替性を有する接続機能として、NGNの優先パケット転送機能が有力であるところ、当該機能の利用を円滑化するための協議の進展が期待されるのではないか。

(その他)

- また、構成員から、利用者・消費者利便向上の観点から、卸料金と利用者料金の関係に着目する必要性について指摘がされたことを踏まえて、利用者料金の状況についても、事業者団体に対して定期的に実態把握を行うべきではないか。
- 加えて、F T T Hアクセスサービスの卸市場が競争的であれば、あるいはワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）等の代替的な電気通信役務の影響が大きければ、卸料金の水準の適正性や、卸元事業者の業務の効率性は自然に確保されることになるため、総務省においては、当該市場の状況についても、引き続き精査していくことが適当なのではないか。

■代替性「不十分」の背景について

- 本研究会第四次報告書（令和2年9月25日）においては、光サービス卸について、接続による代替性が「不十分」とであると評価する背景について、次のとおり整理している。

ア. 卸先事業者にとって、接続により、指定設備卸役務において用いられる電気通信設備と同等の電気通信設備が、同様の設備利用形態・利用条件で利用可能か。

イ. 卸先事業者にとって、接続を利用することにより、指定設備卸役務によって提供する役務と同様の役務をエンドユーザに提供可能か。

ウ. 指定設備卸役務の提供料金や条件から、関連する接続機能の存在が卸契約交渉の適正化に寄与していると合理的に評価できるか。

卸役務については、NGN及びアクセス部分をユーザ単位で利用している。一方で、接続では、NGNの接続料は設定されているものの利用されておらず、また、アクセス部分については、接続料は設備単位（8収容可能な芯線単位）で設定がなされ、ユーザ単位での設定はないことから、同様の設備利用形態、利用条件で指定設備を利用できない。

関連する接続機能として、アクセス部分のみを設備単位で利用する機能（光信号主端末回線伝送機能等）が存在し、同機能は、NGNに相当するコアネットワークを自ら用意した一部の事業者において利用されており、卸役務を用いて提供されているFTTHアクセスサービスと同様の役務をエンドユーザに提供することが可能である。

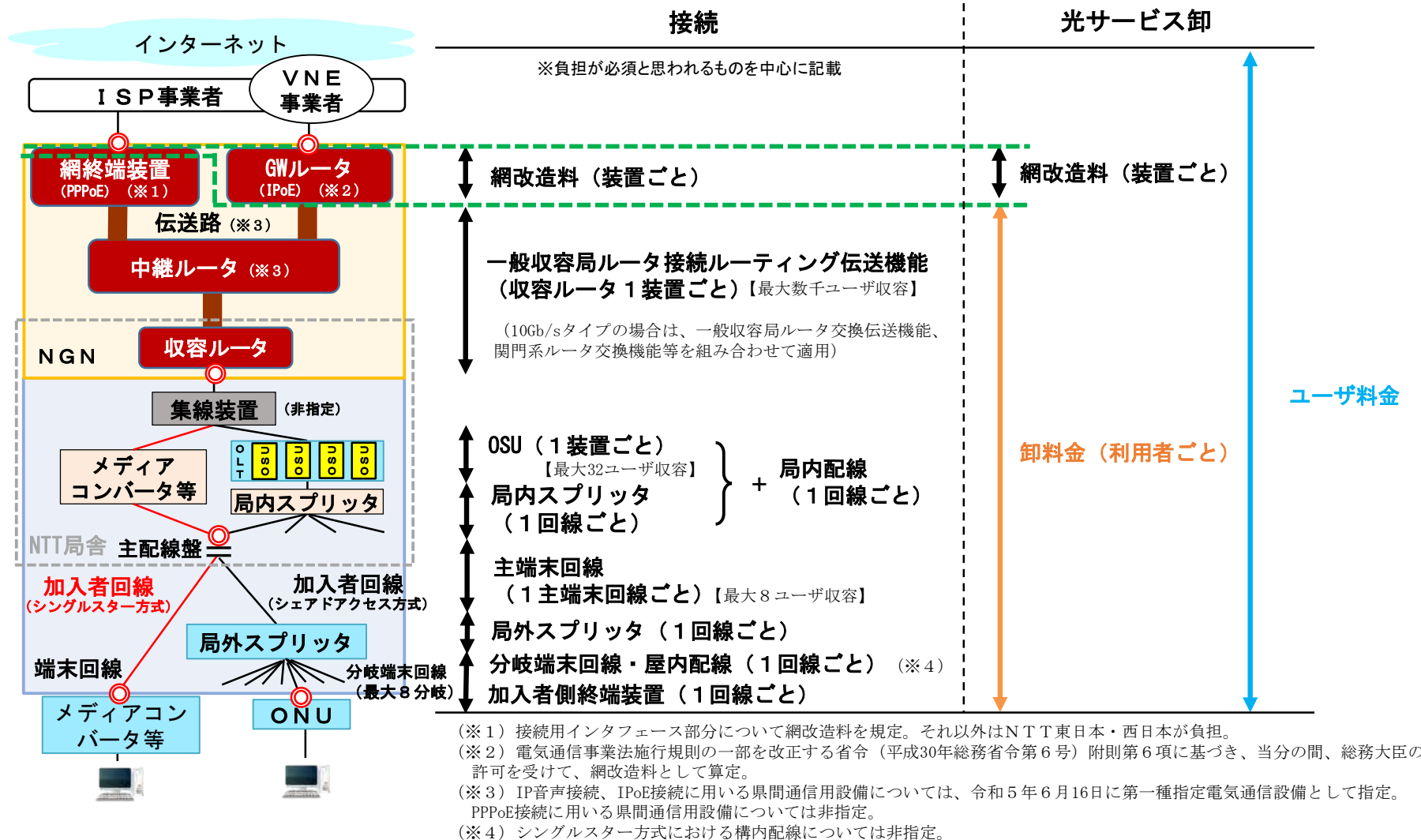
卸料金を二度にわたり値下げしており、その料金設定に当たっては、指定設備のコストが踏まえられている旨NTT東日本・西日本からの説明があり、接続料と卸料金の推移を踏まえると、関連する接続機能の存在が、部分的ではあるが、適正化に寄与していると認められる。

(※) その他接続による代替について考慮すべき事由は、現時点ではない。

- その上で、
 - ・ 今後、卸役務による提供の度合いや接続機能の影響力の変動、接続事業者からの接続に関する改善提案への対応状況、現時点で考慮されていない接続を困難とする事由等の状況を踏まえ、代替性に関する評価が変わることも考えられる。
 - ・ 光サービス卸については、接続による代替性を高める具体的な措置を実現するための団体協議等をNTT東日本・西日本及びJAIPAが進めるとともに、総務省においてはその状況を注視し、必要に応じてフォローしながら、接続による代替性を高めていくことが適当と指摘している。

(参考)光サービス卸に関連する接続機能について

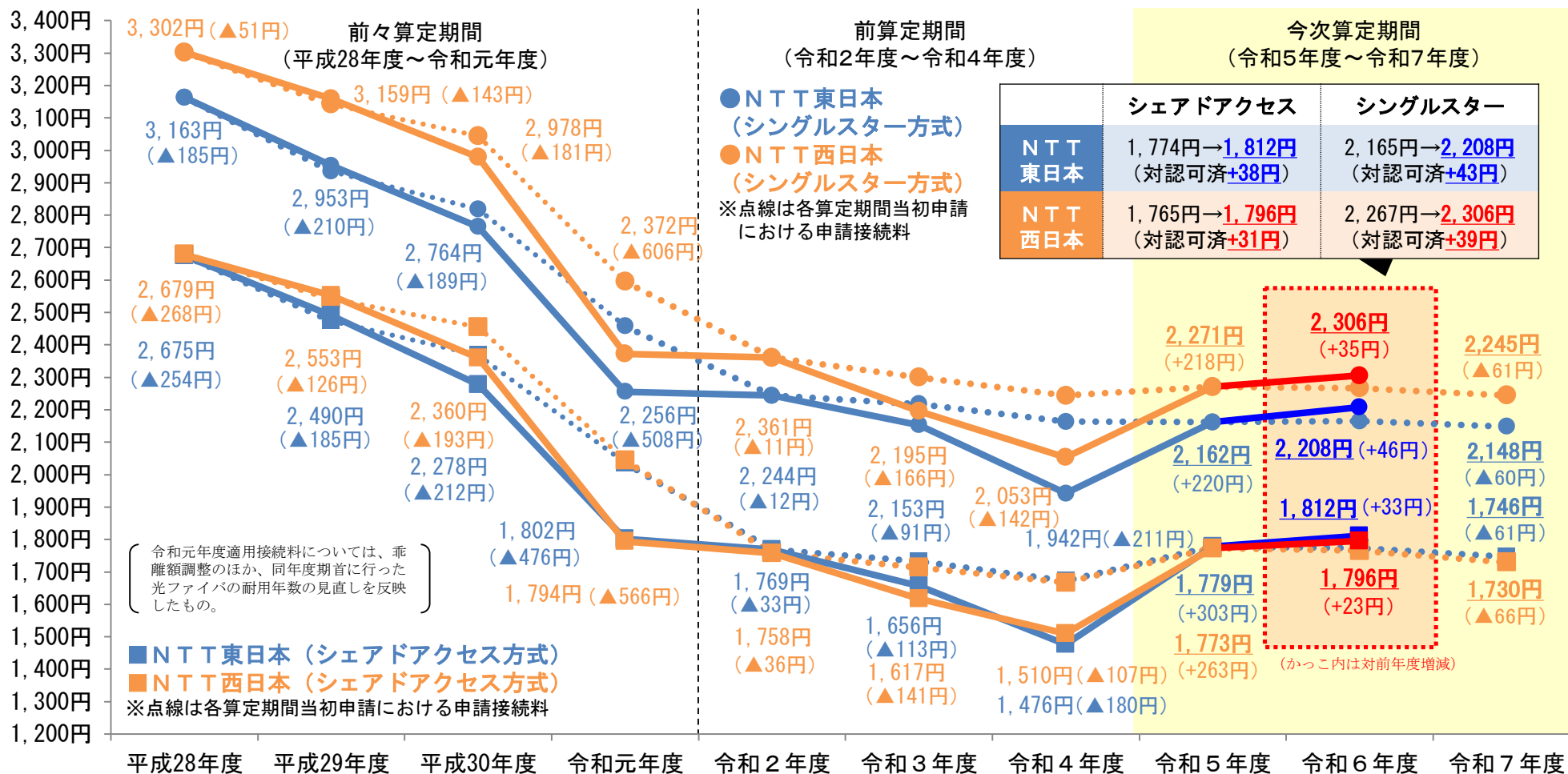
- 光サービス卸の料金設定単位は、利用者ごととなっている。
- 他方、F T T Hアクセスサービスを接続で提供するために必要な各機能の接続料の単位は、各機能ごとに設定されているが、例えば、一般収容局ルータ接続ルーティング伝送機能は、収容ルータ 1 装置ごと、シェアドアクセス方式の光信号主端末回線は、1 主端末回線ごと（最大 8 ユーザ収容）に接続料が設定されており、必ずしも利用者ごととされている訳ではない。



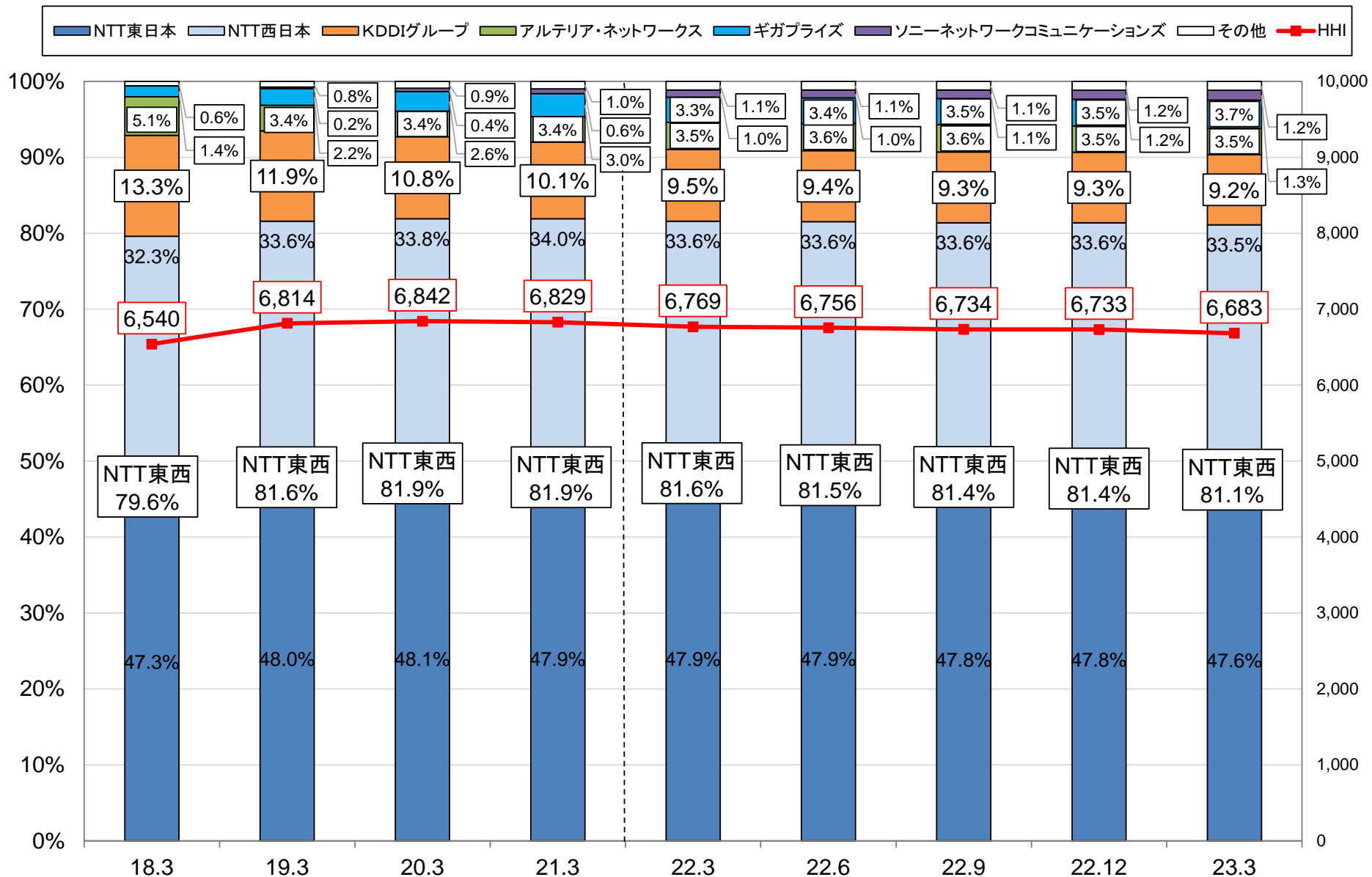
加入光ファイバの接続料の推移

令和6年3月21日（木）情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会（第142回）
東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続料の改定の認可（令和6年度の接続料の改定等）について（諮問第3176号）資料より

- 加入光ファイバについては、今後も新規かつ相当の需要を見込まれるサービスであること及び接続事業者の予見性を確保する必要があることから、**令和5年度の接続料の改定**（令和5年5月26日諮問、7月31日答申・認可）**において、令和5年度から令和7年度までの3年間について年度ごとのコストと需要を予測して算定する将来原価方式**（第1号将来原価方式）**により算定され、認可済み。**
- 今回、当該認可済接続料について、3条許可に基づいて**乖離額調整を行い**、令和4年度の収入と接続料原価の差額に係る見込み値と実績値の差額を接続料原価に加えて**再算定したところ、令和6年度の適用接続料は、認可済接続料から+31円～+43円程度上昇。**



(参考)FTTH市場(卸売市場)の事業者別シェアの推移(全国)



出所：電気通信事業分野における市場検証（令和4年度）年次レポート